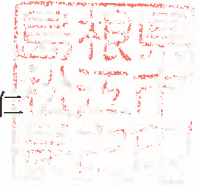


松江市告示第 46 号

松江市国民健康保険検診助成事業実施要綱（平成 17 年松江市告示第 53 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 月 29 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(受診の方法) 第 6 条 前条の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、受診日当日、実施機関に決定通知書と松江市国民健康保険被保険者証を提示し、かつ、次の各号に掲げる検診の種別に応じ、当該各号に定める額を自己負担金として支払わなければならない。ただし、受診年度において <u>50 歳に達する者又は 40 歳に達する者</u> については、第 1 号及び第 3 号に定める自己負担金を免除するものとする。 (1)～(3) 略 (助成の方法) 第 8 条 略 2・3 略 4 市長は、前項の請求があつたときは、第 2 項に規定する 1 人当たりの検診単価から第 6 条に規定する 1 人当たりの自己負担金を控除した金額に前項の規定により報告を受けた受診人数を乗じた額を各実施機関に支	(受診の方法) 第 6 条 前条の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、受診日当日、実施機関に決定通知書と松江市国民健康保険被保険者証を提示し、かつ、次の各号に掲げる検診の種別に応じ、当該各号に定める額を自己負担金として支払わなければならない。ただし、受診年度において _____ 40 歳に達する者については、第 1 号及び第 3 号に定める自己負担金を免除するものとする。 (1)～(3) 略 (助成の方法) 第 8 条 略 2・3 略 4 市長は、前項の請求があつたときは、第 2 項に規定する 1 人当たりの検診単価から第 6 条に規定する 1 人当たりの自己負担金を控除した金額に前項の規定により報告を受けた受診人数を乗じた額を各実施機関に支

払うものとする。<u>なお、各実施機関において値引きがある場合は、第 2 項に規定する 1 人当たりの検診単価から実施機関値引き額および第 6 条に規定する 1 人当たりの自己負担金を控除した金額に前項の規定により報告を受けた受診人数を乗じた額を各実施機関に支払うものとする。</u>	払うものとする。 _____ _____ _____ _____ _____ _____
---	--

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。